

令和3年度石狩市観光プロモーション映像等制作業務委託 仕様書

1. 業務委託名称

令和3年度石狩市観光プロモーション映像等制作業務委託

2. 業務の目的

平成25年度に観光プロモーション映像を制作したが、道の駅の開業や日本遺産・北前船寄港地船主集落の認定など新たな観光資源が創出された。また、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）に伴うオンライン観光の普及や、コロナ収束後のインバウンド需要を見据えた多言語化の重要性の拡大など、観光情勢が大きく変動していることから、国内外を広く対象とした新たな「観光プロモーション映像」を制作し、イベント、YouTube や SNS などで発信することで、広域的な観光プロモーション及び誘客を図る。

併せて、マイクロツーリズムの気運が高まっていることから、札幌近郊からのドライブ観光客を主な対象とし、*拠点施設の来訪客に他の観光施設等へ足を延ばしていただくため、拠点施設のモニター等で発信する「周遊促進映像」を制作し、市内の周遊促進や観光消費額の増加を図る。

※拠点施設・・・道の駅石狩「あいろーど厚田」、はまなすの丘公園ビジターセンター、浜益温泉 など

3. 履行場所

石狩市役所 本庁舎

4. 委託期間

契約締結日 から 令和4年3月11日（金）までとする。

5. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を順守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告すること。
- (5) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができる。この場合、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (7) 本業務に関する打ち合わせは、原則、石狩市役所で行うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6. 基本条件

(1) 観光プロモーション映像

①主な対象

国内観光客を主な対象とし、副次的に英語圏の外国人観光客を対象とする。

なお、客観的なデータに基づきより明確な対象を提案することも可とする。その場合は、対象の設定理由と期待される効果を具体的に示すこと。

②コンセプト

石狩市の雄大な自然環境や絶景、伝統的な食や文化等の観光資源を最大限に活用し、「思わず目に留まる」、「一度見たら忘れない」、「実際に行ってみたい・体験したい」など、印象的かつ話題性があり、石狩市への来訪意欲を喚起する内容とする。

③映像の本数及び再生時間

再生時間ごとに次のとおり制作すること。

- ・本編（5～10分程度） 1本

・ダイジェスト版（2分程度） 1本

④映像の言語

日本語と英語の2か国語とする。

なお、対象やコンセプトに基づき、他言語を追加で提案することも可とする。

(2) 周遊促進映像

①主な対象

札幌近郊からのドライブ観光客を主な対象とする。

②コンセプト

拠点施設の来訪者に、近隣や他地区（本町・厚田・浜益）に位置する観光施設等へ足を延ばしていただくことを目的に、各観光施設等の深い情報や周遊ルートを紹介し、「ついでに行ってみよう」、「帰りに寄ってみよう」という意欲を喚起する内容とする。

③映像の本数及び再生時間

3か所の拠点施設で発信することを基本とすることから、3分程度の映像を3本とする。

④映像の言語

日本語とする。

7. 業務内容

(1) 映像内容の提案及び絵コンテの制作

基本条件のコンセプトに基づく映像の内容を具体的に提案すること。提案に当たっては、イメージが伝わる絵コンテを制作し示すこと。

(2) 映像の撮影

映像の制作に当たり、取材・撮影を行うこと。

なお、被写体となる施設等への撮影の申入れ、許可申請やモデル等の手配等、撮影に附随する全ての必要な業務は受託者が実施し、それに伴う費用は受託者が負担すること。

また、新規に撮影することを基本とするが、市と協議の上、受託者が所有する映像の活用や第三者から購入した映像等を一部使用することも認める。

(3) 映像の編集・制作

映像の編集・制作をすること。なお、必要に応じてBGMやテロップ、ナレーションを付加すること。

8. 注意事項

(1) 受託者は、石狩市個人情報保護条例を順守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。

(2) 成果品の所有権、著作権及び利用権は本市に帰属するものとする。

(3) 本業務により得られた成果品、資料や情報等は、本市の許可無くほかに公表、貸与、使用、複写及び漏洩をしてはならない。

(4) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正や補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(5) コロナの感染が拡大し、主要なイベントが中止するなど、本市の魅力を十分に収めることができないと本市が判断した場合は、受託者と協議の上、業務を中止する場合がある。その場合は、変更契約を締結し、既に業務を履行した部分に係る経費は委託者の負担とし、受託者に支払うものとする。

9. 成果品

制作した映像を成果品として納品すること。

(1) DVD形式 観光プロモーション映像 5枚
周遊促進映像 5枚

(2) データ形式（納品媒体は指定しない） 1式

※データのファイル形式は、別途指定する。